

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

| | | |
|----------------------------|-----------|----|
| ○道営土地改良事業変更計画の決定…………… | (農業施設管理課) | 34 |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… | (治山課) | 34 |
| ○水防警報を行う河川の指定…………… | (維持管理防災課) | 35 |

公 表

| | | |
|-------------------------|-----------|----|
| ○水防法による洪水浸水想定区域の指定…………… | (維持管理防災課) | 35 |
| 総合振興局告示及び振興局告示 | | |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… | | 35 |

告 示

北海道告示第495号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（女満別東部高台地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（区画整理、暗渠排水、土層改良、農地保全））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、平成29年8月23日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年8月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第496号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年8月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| 1(1) 指定施業要件の変更に係る保 安林の所在場所 | 目梨郡羅臼町（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| (3) 変更後の指定施業要件 | |

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| 2(1) 指定施業要件の変更に係る保 安林の所在場所 | 目梨郡羅臼町（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の崩壊の防備 |
| (3) 変更後の指定施業要件 | |

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| 3(1) 指定施業要件の変更に係る保 安林の所在場所 | 目梨郡羅臼町（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 雪崩の危険の防止 |
| (3) 変更後の指定施業要件 | |

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| 4(1) 指定施業要件の変更に係る保 安林の所在場所 | 目梨郡羅臼町（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 魚つき |
| (3) 変更後の指定施業要件 | |

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第497号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成29年8月22日

北海道知事 高橋 はるみ

| 水系名 | 河川名 | 水防 | 警報区 |
|-----|---------|--|--|
| 石狩川 | ペンケ歌志内川 | 左岸 | 右岸 |
| | | 砂川市焼山129番2地先の黎明橋下流端から砂川市西5条北13丁目31番18地先の緑陰橋上流端まで | 砂川市焼山131番2地先の黎明橋下流端から砂川市西7条北14丁目31番16地先の緑陰橋上流端まで |
| 同 | 同 | 歌志内市字本町68番1地先の月見橋下流端から歌志内市字文珠3番1地先の処理場橋上流端まで | 歌志内市字本町69番1地先の月見橋下流端から歌志内市字文珠173番1地先の処理場橋上流端まで |

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、一級河川石狩川水系ペンケ歌志内川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課並びに北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課及び滝川出張所に備え置いて閲覧に供する。

平成29年8月22日

北海道知事 高橋 はるみ

総合振興局告示及び振興局告示

北海道釧路総合振興局告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年8月22日

北海道釧路総合振興局長 築地原 康 志

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 除雪グレーダ（4.0m級、シャッターブレード付） 1台

(2) 除雪トラック（10t級6×6専用型） 2台

ア 散布装置（湿式2.5m級）付ほか

イ 自動姿勢制御装置付油圧式ツーウェイサイドウィング付ほか（凍結防止剤散布機（MS-20MH(S)）1台と交換）

2 落札を決定した日

平成29年7月27日

3 落札者の氏名及び住所

(1)ア 氏名 日本キャタピラー合同会社

イ 住所 東京都中野区本町1丁目32番2号

(2)ア 氏名 UDトラックス道東株式会社

イ 住所 帯広市西21条北1丁目3番12号

4 落札金額

(1) 27,380,000円

(2) 82,972,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年6月16日付け北海道釧路総合振興局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 釧路市双葉町6番10号